

	質 問	回 答
	A 総論	
1	国や市の補助金と併用できますか。	国や市町村の補助金との併用は可能です。 ただし、各補助金の合計額が総事業費（税抜）を超えない範囲での補助となります。
2	大阪府の対策計画書に基づく補助金と高効率空調機補助金の両方に申請することは可能ですか。	同一設備について、両方の補助金に申請することはできません。 異なる設備であれば、両方の補助金に申請することは可能です。
	B 補助対象者について	
1	「みなし大企業」とはどのような中小企業者のことですか。	以下のいずれかに該当する中小事業者を指します。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
2	本社は府外に立地しているが、工場・事業場は府内に立地している場合、この工場・事業場は補助対象となりますか。	補助対象となります。 なお、申請者の本社が府内に立地しているが、工場・事業場が府外に立地している場合、この工場・事業場は補助対象外となります。
3	「医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下」の方とありますが、従業員とはどのような方が対象となりますか。	補助対象となる工場・事業場だけではなく、法人全体の従業員が対象となります。 従業員とは、正規職員のほか、パートやアルバイト、臨時職員、非常勤職員など、雇用主と雇用契約を締結している方で、派遣労働者は含みません。 財団・社団法人、特別の法律に規定する組合及び連合会の従業員数もこれと同じ考え方です。
4	社会福祉協議会、商店街振興組合、宗教法人、商工会議所・商工会は補助対象となりますか。	常時使用する従業員の数が300名以下であれば補助対象となります。
5	中小事業者とは、公募要領に記載の方以外にどのような方が対象となりますか。	会社法上の会社以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人が対象となります。
6	省エネルギー設備とは、何ですか。	対策計画書に位置付けられた設備であって、現在使用している機器よりもエネルギー使用量、CO2排出量が減少する機器をいいます。 また、生産設備に関しては、生産効率の向上により同じ生産量でエネルギー使用量(CO2排出量)が減少する機器をいいます。
7	リース、オンサイトPPAモデルで申請する場合、脱炭素経営宣言は設備利用者のみでいいですか。	設備利用者に加えて、リース事業者、PPA事業者についても、脱炭素経営宣言の登録が必要です。
	C 補助対象事業について	
1	補助対象となる設備にはどのようなものがありますか。	対策計画書に位置付けた設備更新等で、補助要件を満たす設備となります。具体的には、空調機、コンプレッサー、LED照明、変圧器のほか、生産設備(工作機械、印刷機等)、太陽光パネルなども含まれます。
2	外壁塗装や蓄電池として導入するEV車、ハイブリット車は補助対象となりますか。	補助対象外となります。
3	空調機1台の更新でも補助対象となりますか。 また、補助金額の下限はありますか。	補助対象事業の要件を満たせば補助対象となります。補助金額の下限はありません。
4	空調機について、家庭用から業務用に更新することは、補助対象となりますか。	補助対象となります。
5	ホテルの天井埋め込み型エアコンは補助対象となりますか。	補助対象となります。
6	マンションの空調機の更新は補助対象となりますか。	賃貸、分譲に関わらず、マンション居住者の専用部及び共用部は補助対象外となります。 なお、商業施設、事務所などの共用部のほか、補助対象者が事業を行う場所については補助対象となります。
7	交付決定後に導入する設備のサイズダウンは可能ですか。	可能です。
8	省エネを図るための設備の新規導入は補助対象となりますか。	省エネ設備は既存の設備から高効率の設備への更新が補助対象となります。新たな設備の導入は補助対象となりません。
9	太陽光パネルの補助対象経費の算定に必要な単位定格出力は、太陽光モジュール又はパワーコンディショナーのどちらを採用すればいいですか。	太陽光モジュールの公称最大出力を採用してください。
10	太陽光パネルで発電した余剰分を売電することは可能ですか。	売電は不可です。自家消費のみ補助対象となります。

11	太陽光パネル設置後に、Jクレジット制度、グリーン電力証書の登録をすることは可能ですか。	不可です。但し、公募要領11(12)に記載のクレジット制度を活用した公益社団法人2025年日本国際博覧会協会又は大阪府への寄付は可能です。
12	電力会社が太陽光パネル、蓄電池を購入し、分譲マンションの屋上へ設置したい。一部、分譲マンションへ共用部への電力供給し、余った電力は電力会社で使用したいが、補助対象となりますか。	補助対象外となります。
13	太陽光パネルと蓄電池はセットで導入しないと補助対象になりませんか。	太陽光パネルの単独導入も補助対象となります。 蓄電池の単独購入は、補助対象外となります。
14	材料費は補助対象となりますか。	補助対象外となります。
15	空調機とコンプレッサーなど、複数の設備を導入してもいいですか。	上限の範囲内であれば、複数の設備を導入することも可能です。
16	対象事業の要件は、エネルギー使用量又はCO2を削減することの「いずれか」の要件を満たせばいいですか。	いずれかの要件を満たすことでよいです。
17	選定方法の先着順とはどういう意味ですか。	申請書類の審査が完了したものから交付決定します。予算額に達すれば、申請の受付を終了します。
18	個人情報使用同意書について、同意の有無が補助金の審査に影響されますか。	補助金の審査に影響はありません。
19	補助金交付決定前に、工事を施工することは可能ですか。	不可です。補助金交付決定前の発注、工事等は補助対象外となります。
20	東京本社の事業者が、堺工場の設備を更新します。補助金申請は、本社、脱炭素経営宣言は、堺工場ですることは可能ですか。	可能です。
21	飲食店、診療所(クリニック)は補助対象になりますか。	個人事業主も補助対象となります。
22	設備の導入が間に合わなくなった場合、途中で申請を取り消しできますか。	やむを得ない事情であれば可能です。
23	家庭用空調から家庭用空調への更新は補助対象ですか。	工場・事業場が行う設備更新であり、補助要件を満たしておれば補助対象となります。
24	同一施設で複数の設備を更新する場合、各設備ごとに申請することは可能ですか。 (4つ設備更新する場合、最大1200万円の補助となるのですか)	同一施設内であれば、全設備を一つの申請書に取りまとめて御提出ください。 補助金額の上限(300万円)は、1法人あたりの額となります。
25	4つの設備を更新する場合、設備ごとにエネルギー使用量1%の削減効果が必要か	設備ごとではなく、4つの設備を更新することにより、施設全体の年間使用エネルギーの合計値を年間1%以上削減、又はCO2排出削減量を1トン以上削減する必要があります。
26	交付決定後において、申請した設備よりも能力の高いものに変更することは可能か。	能力の高い新製品が発売された等の場合は可能ですが、補助金の額は交付決定額を上回ることはありません。なお、軽微な変更でなければ、事前に変更承認申請書の提出が必要です。
27	職員用の冷蔵庫も対象となるのですか。	工場・事業場が行う設備更新であり、補助要件を満たしておれば補助対象となります。
28	今年度に関業したのですが、補助対象となりますか。	開業後1年以上を経過していないため基準年度の設定ができず、対策計画書を提出できないことから補助対象外となります。
	D 必要書類について	
1	算定根拠資料は、新旧の設備について必要ですか。	必要です。
2	省エネルギー量、CO2排出削減量の算定根拠資料は、一般的に流通しているもの又は自社で作成している計算シートは使用可能ですか。	使用可能です。
3	省エネルギー量、CO2排出削減量の算定根拠資料は、どのようなものを用意すればいいですか。	導入する設備のメーカー等に御相談ください。
4	年間のエネルギー使用量やCO2排出量には、自動車の燃料等のエネルギー使用によるものを含まますか。	含めなくても構いません。
5	図面は簡易なものでもいいですか。	更新前、更新後の状況がわかるように作成してください。 なお、審査時に不明な点等があれば書類を追完いただく場合があります。
6	個人事業主であるが、開業届や営業許可証がありません。	事業許可が必要な場合は、当該許可書の写しを提出してください。 事業許可がない場合は、事業所得が記載されている所得税の確定申告書の写しをなど、事業をしていることが確認できる書類を提出してください。
7	暴力団等審査情報について、どの役職の者を記載すればいいですか。	暴力団審査情報については、役員名簿に記載の方を記入してください。

8	「営業に必要な許認可証」について、どのような書類を提出すればいいのか具体例をお示ください。	個人事業主の方は、飲食・宿泊旅行・理容等、各種官公署から発行された許認可証の写しを提出してください。 許認可の不要な方は開業届を提出してください。
9	納税証明書は何年度のものが必要ですか。	申告期限が到来している直近の事業年度のものがが必要です。発行から3か月以内のものを御用意ください。 なお、国税及び府税ともに提出が必要です。
10	府民税等に未納があった場合、補助は受けられないのでしょうか。	未納がある時点では申請することはできません。 未納がある場合は、完納し、納税証明書を取得した上で、補助金申請を行ってください。
11	今年、個人事業主から法人に変更したのですが納税証明書・決算書類がないのですがどうすればよいですか。	事業所所得の記載のある前年度の確定申告書又は前年度の決算報告書及び設立登記簿の写しを提出してください。 なお、納税証明書は、提出していただく必要があります。国税は、管轄の税務署で「その3の3様式」を、府税は管轄の府税事務所で「未納のない証明書」をそれぞれ取得して提出してください。
	E その他	
1	対策計画書の書き方について、教えてください。	気候変動緩和・適応策推進グループにお問合せください。(電話番号06－6210-9553)
2	公募要領11(12)に記載のクレジット制度についておしえてください。	気候変動緩和・適応策推進グループにお問合せください。(電話番号06－6210-9553)